

## 令和2年度 第3回八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉専門分科会 会議録

日時 令和2年12月18日（金）午後1時30分

場所 八戸市庁 別館2階 会議室C

### ○出席者（14名）

坂本専門分科会長、小倉副専門分科会長、近藤委員、松川委員、阿達委員、神田委員、  
浮木委員、中谷委員、李澤委員、田名部委員、荒川委員、古戸委員、慶長委員、高橋委員

### ○欠席者（3名）

小柳委員、深川委員、澤口委員

### ○事務局（18名）

池田福祉部長兼福祉事務所長、秋山市民防災部長

中里福祉部次長兼高齢福祉課長、山道市民防災部次長兼国保年金課長

〔高齢福祉課〕中居参事兼地域包括支援センター所長、荒木介護予防センター所長、

鈴木副参事、石木田主幹、高村主査、中坂主査兼介護支援専門員

〔健康づくり推進課〕山田健康づくり推進課長、原参事

〔介護保険課〕岩崎介護保険課長、飯塚副参事、佐藤副参事、鈴木副参事、青砥主査、

下平主査兼介護支援専門員

司 会：ただいまから、令和2年度第3回介護・高齢福祉専門分科会を開会いたします。

本日は、小柳委員、深川委員、澤口委員が欠席されておりますが、委員17名中14名の方が出席で、半数以上の出席者でありますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、坂本専門分科会長に御挨拶をお願いいたします。また、八戸市健康福祉審議会規則第5条第11項の規定により、引き続き議長として議事の進行もよろしくをお願いいたします。  
専門分科会長：委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

現在、第7期の3か年計画の最終年度を今行っている訳でございます。次は第8期計画が4月から実行されることで、これは全国一律でございます。

ただ、計画の中身は、それぞれ市町村によるところでございますので、今日、御審議いただきますのが3つございまして、一つは、第8期の八戸市高齢者福祉計画に関わることでございますが、この高齢者福祉計画の素案について御議論いただきたい。そのベースとなります介護サービスの基盤整備の案というのも、当然、御議論いただかなければなりませんし、また、この計画素案のパブリックコメントを実行しなければなりません。

今日、皆さまから御了解いただければ、市民の皆さまにパブリックコメントという形でお願いをする流れとなりますので、どうぞ、委員の皆さまには第8期に向けて、より良い市民の福祉において、充実した市民生活が送れる基盤づくりを出来ますように御審議をよろしくお願

申し上げます。

議長：それでは、早速議事に入ります。

本日の案件は(1)から(3)まで、八戸市高齢者福祉計画に関する内容でありますので、一括して、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、第8期八戸市高齢者福祉計画素案について、資料1に従って御説明してまいります。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

ページ右上に記載しておりますが、今回の素案中の統計データ等の数値は、出典データが更新された場合、差し替えを予定しております。

第1章は、計画策定の趣旨について記載しております。

これまで、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進してまいりましたが、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年頃には高齢者人口のピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加等が見込まれることから、今後は高齢者介護を支える人的基盤の確保も重要となります。

この計画は、中長期的な視点に立ちつつ、地域の実態把握・課題の分析を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう策定するもので、計画は令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

計画の法的位置づけと他の計画との関係性につきましては、資料の2ページに記載のとおりとなっております。

資料の4ページを御覧ください。

第2章、八戸市の状況について、御説明いたします。

第1節、概況は4ページから10ページに渡りますが、前回の専門分科会で御説明した当市の状況等を抜粋した内容等を記載してございます。

第2節、日常生活圏域については、11ページから14ページに渡りますが、日常生活圏域の考え方と12圏域の設置状況のほか、各圏域の高齢化の状況や介護サービスの状況をまとめたものを記載しております。

資料の15ページを御覧ください。

第3章、計画の目指す姿と施策の体系について、御説明いたします。

第8期計画における施策の体系につきましては、お席にお配りしておりますが、前回の専門分科会において、第7期計画からの変更点を体系図により御説明させていただきました。第3章は、施策の体系を文章により説明したものとなりますが、改めて簡単に御説明させていただきたいと思っております。

はじめに、本計画の目指す将来像は、第7期計画から引き続き、「誰もが安心と生きがいをもって暮らせる、ふれあいのある健康で明るい社会づくり」としております。

次に、目指す将来像の実現に向けた基本目標ですが、

- 1 高齢者が生きがいを感じながら、自らの知識と経験を生かして、地域のなかで生き生き

と暮らすことができる

2 高齢者が住み慣れた地域のなかで、健康を保ちながら、自立して暮らすことができる

3 高齢者が求める適正・適切な介護サービスが提供され、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる

以上の3つを掲げております。

16 ページに参りまして、3、施策の体系につきましては、先ほどの基本目標を達成するための施策について記載しております。

まず、1つ目の基本目標を実現するための施策として、「高齢者が生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進」、

2つ目の基本目標を実現するための施策として、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための、地域包括ケアシステムの構築・深化」、

3つ目の基本目標を実現するための施策として、「介護が必要な人とその家族の生活全体を支える介護サービスの充実」、

そして、全ての基本目標を実現するための共通の施策として、「すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保」を掲げております。

ここまで御説明いたしました、目指す将来像、基本目標、施策の体系と、このあと御説明いたします、4つの施策に基づいて取り組んで参ります具体的な事務事業を体系図として整理いたしますと、17 ページから 18 ページに記載しているイメージ図となります。

私からは以上となります。

事務局：それでは、第4章、施策の推進について御説明いたします。

資料の 19 ページを御覧ください。

第4章は、第1節から第4節までの4つの施策それぞれにつきまして、主な取組の現状と具体的な事務事業と目指す成果について記載しております。

資料4-2 第8期八戸市高齢者福祉計画施策の体系案を御覧ください。

本日は、第8期計画の策定に先立って国から示された基本方針により、記載充実事項として第7期計画から追加や変更された項目について主に御説明させていただきます。

資料の 19 ページと体系案を御覧ください。

第1節「高齢者が生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進」におきましては、

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- 3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 4 生きがいづくりの推進・社会参加の促進

の4つの取組を掲げております。

第1節に関連いたします基本方針の記載充実事項は、

- ・ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- ・ 地域共生社会の実現

の2項目となっております。

資料の20ページを御覧ください。

記載充実事項1つ目の「介護予防・健康づくり施策の充実・推進」につきましては、「介護予防に関する普及啓発の推進」の項目において、本市における介護予防の拠点として今年度整備いたしました介護予防センターで実施している体力測定や朝イチ体操会、介護予防相談等の取組について、具体的な事務事業として記載いたしました。

また、資料の23ページに参りまして、「リハビリテーションの推進」の項目において、リハビリテーション専門職等が関与する取組について、具体的な事務事業として記載いたしました。

ページを戻りまして、資料の21ページを御覧ください。

記載充実事項2つ目の「地域共生社会の実現」につきましては、「2 地域共生社会の実現に向けた取組の推進」の取組項目において、市関係課の連携体制の整備と、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供できる共生型サービス事業所の整備について、具体的な事務事業として記載いたしました。

資料の25ページと体系案を御覧ください。

第2節「高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの構築・深化」におきましては、

- 1 地域包括支援センターの体制強化
- 2 在宅医療・介護連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 5 地域ケア会議の推進
- 6 高齢者の居住安定に係る施策との連携

の6つの取組を掲げております。

第2節に関連いたします基本方針の記載充実事項は、

- ・ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ・ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化

の2項目となっております。

1つ目の「認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進」につきましては、資料の28ページから29ページに渡りますが、「3 認知症施策の推進」の取組項目において、大綱に示されている共生と予防を車の両輪として各種施策を進めることを掲げ、「認知症への理解を深めるための普及啓発の推進」の項目及び「認知症の容態に応じた医療・介護等の提供体制の構築と介護者への支援」の項目において、認知症の人本人同士が語り合う「認知症の人本人のつどい」や、認知症に関心がある人が語り合う「認知症カフェ」、認知症の人を介護する家族同士が語り合う「家族のつどい」の開催について、具体的な事務事業として記載いたしました。

資料の32ページを御覧ください。

記載充実事項2つ目の「有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化」につきましては、「6 高齢者の居住安定に係る施策との連携」の取組項目において、老人福祉施設等の改築整備に対する補助や施設運営に係る指導監査、立入検査等について、具体的な事務事業として記載いたしました。

資料の33ページと体系案を御覧ください。

第3節「介護が必要な人とその家族の生活全体を支える介護サービスの充実」におきましては、

- 1 適正な介護サービス提供体制の整備
- 2 介護人材の確保と資質の向上
- 3 介護保険制度の適正な運営

の3つの取組を掲げております。

第3節に関連いたします基本方針の記載充実事項は、

- ・ 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ・ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

の2項目となっております。

1つ目の「2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備」につきましては、サービス基盤に関することは、次の(2)第8期計画における介護サービス基盤整備案についてで御説明いたします。

人的基盤の整備及び記載充実事項2つ目の「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」につきましては、資料の35ページを御覧ください。

中高生など将来を見据えた介護人材の確保、介護人材のすそ野の拡大、介護事業所への支援、介護支援専門員研修の実施、介護業務の革新・業務効率化の取組強化について、具体的な事務事業として記載いたしました。

資料の39ページと体系案を御覧ください。

第4節「すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心なくらしの確保」におきましては、

- 1 地域見守り体制の充実
- 2 成年後見制度の利用促進
- 3 虐待防止の強化
- 4 在宅生活支援の充実
- 5 緊急時に備えた体制の整備

の5つの取組を掲げております。

第4節に関連いたします基本方針の記載充実事項は、

- ・ 災害や感染症対策に係る体制整備

となっております。

これは、近年、激甚化・頻発化している災害の発生状況や、今般の新型コロナウイルス感染

症の流行を踏まえたものであります。

資料の 44 ページを御覧ください。

当該記載充実事項につきましては、「5 緊急時に備えた体制の整備」の取組項目において、

- ・ 災害時の「避難確保計画」や緊急時の「事業継続計画（BCP）」の作成支援
- ・ 防災・感染症に関する研修の実施
- ・ 災害時等に必要な物資等の備蓄・調達・輸送体制整備の推進

を具体的な事務事業として記載いたしました。

各施策についての説明は以上となりますが、今後、数値目標等を設定し、計画に掲載する予定でございます。

続きまして、第 5 章、介護保険サービス給付費と介護保険料について御説明いたします。

資料の 45 ページを御覧ください。

第 5 章は、介護保険のサービスの量、費用、介護保険料について記載しており、第 1 節は介護保険の目的及び仕組み、第 2 節は第 7 期計画期間の介護保険事業の運営状況を記載しております。

なお、第 7 期計画期間中の介護給付費・地域支援事業費の状況につきましては、48 ページから 49 ページに渡りますが、総費用は計画策定時の見込額 679 億円に対して、実績見込額は 615 億円と、計画の範囲内での運営できる見込みとなっております。

第 3 節、第 8 期計画期間の見込みにつきましては、資料の 50 ページから 62 ページに渡りますが、要介護認定者数、各種サービスの見込量、介護給付費・地域支援事業費の見込額の掲載を予定しておりますが、国が運営する地域包括ケア「見える化」システムで推計を行うこととなっております。国の指示のもと、現在も推計作業中となっておりますので、第 8 期の見込みについては、全ての推計作業が終了してから記載いたします。

第 4 節、介護保険料につきましては、資料の 63 ページから 64 ページにわたりますが、費用負担の仕組み、第 8 期計画期間の費用負担に関する主な制度改正及び保険料基準月額の算定方法について記載しております。

介護保険料基準月額は、64 ページに記載の図でお示した数式で算定することとなりますが、第 8 期計画の保険料は、介護報酬改定により保険給付額が変動するため、改定率決定後に算定いたします。

以上、第 8 期八戸市高齢者福祉計画素案について、第 5 章まで説明させていただきました。

なお、当該素案は、ポイントを箇条書きにて記載しておりますが、今後策定します計画はお配りしております第 7 期計画の冊子と同様に、文章にて記載することを申し添えます。

事務局：続きまして、八戸市介護給付適正化計画の素案について御説明いたします。

資料の 65 ページを御覧ください。

本計画は、適切な認定・過不足のないサービスの提供により、適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼性向上・持続可能な制度の構築に資することを目的として作成するものでございます。

計画の期間は、第8期八戸市高齢者福祉計画の期間と同じく、令和3年度から5年度までの3年間となっており、同計画及び第5期青森県介護給付適正化計画と整合性を有するものとしております。

66ページから72ページに渡りましては、平成30年度から令和2年度の計画である、第4期八戸市介護給付適正化計画の検証を記載しております。

66ページは、主要5事業のうちの要介護認定の適正化について記載しております。今年度の認定調査員等研修会につきましては、書面開催を計画しておりますが、概ね計画通り進捗しております。更に効果的な認定調査票の確認や認定調査員全体のスキルアップに向けた取組みが課題となっております。

67ページは、ケアプランの点検について記載しております。介護支援専門員への効果的な点検内容のフィードバック方法の検討が課題となっております。

68ページは、住宅改修等の点検について、住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査を記載しております。現地調査につきましては、何れも目標を達成する見込みですが、住宅改修の点検のうち、施工業者の登録制度導入につきましては、他市町村の実施状況等を検討した結果、被保険者又は施工業者等にデメリットとなる部分もある事から実施を見送る予定としております。今後、住宅改修については、ケアマネジャーが中心となった必要性の検討等を図ることが、福祉用具購入・貸与につきましては、情報収集・分析能力を更に高めることが課題となっております。

69ページ、70ページは、縦覧点検・医療情報との突合について記載しております。縦覧点検のうち、入退所を繰り返す受給者チェックにつきましては、一部確認対象を拡大したうえで、医療情報との突合結果と併せて、集団指導等において返還事例を周知したところですが、請求誤りを未然に防ぐためにも、効果的な周知を図ることが課題となっております。

71ページは、給付費通知について記載しております。今年度も、2月に予定しているところであり、計画通りに進めているところです。引き続き効果的な実施方法を検討していくことが課題となっております。

72ページは、主要5事業以外の事業となる、認知症加算や利用サービスの整合性についての点検及び軽度者における福祉用具貸与条件についての点検について記載しております。

73ページを御覧ください。76ページに渡りまして、ただいま御説明いたしました主要5事業等につきまして、次期計画におきましても引き続いて取り組むこととし、より効果の高いものとなるよう、事業ごとの実施方法等を記載したものでございます。

全ての事業につきまして、これまでの実施方法を踏襲しつつ、第7期の3年間で明らかになった課題を踏まえ、更なる介護給付の適正化に努めることとしております。なお、数値目標につきましては、今後の精査により、更に検討を加えていく予定としてございます。

以上で、八戸市介護給付適正化計画の素案について御説明を終わります。

事務局:続きまして、(2)第8期計画における介護サービス基盤整備案について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

第8期計画において、どのような介護サービスを整備するか検討する上で、2つの観点で検討を行いました。一つ目は、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査を基に、入所・入居してサービスを利用する居住系サービス、自宅等で利用する在宅サービスで整備の必要性を検討いたしました。

まず、在宅生活改善調査の結果を踏まえて、過去1年間の入所者、施設定員に占める割合、第7期で整備した定員数、ケアマネジャーが利用者の心身の状況等を勘案し、居住系サービスが必要と判断した利用者数等のデータから、居住系サービスでは認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホーム、特定施設の整備が必要と考えます。また、第2回介護・高齢福祉専門分科会で御報告しました在宅介護実態調査の結果からも、認知症対応への不安を感じている方が多く、グループホームの整備が必要と考えます。

介護医療院については、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換を優先し、新設については第9期以降と考えております。

2ページ目をお開きください。

次に、在宅サービスについてですが、在宅介護実態調査の結果から、認知症対応への不安以外に、在宅介護継続には訪問系サービスの利用が有効であること、夜間の介護に不安があるという結果があり、在宅生活改善調査においても有用性を感じているケアマネジャーが多いことから、第7期に引き続き定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を見込みます。

また、高齢者人口の増加に伴う中重度の要介護認定者の増加や、医療と介護、両方が必要な人の増加に対応するため、地域包括ケアの拠点となる看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の整備を見込みます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を整備する場合、その利用者の見込み量等を確保するために訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の整備数を規制する、いわゆる総量規制を行うことはできませんが、今後高齢者が増加する予定であり、総量規制をする必要はないと考えています。

居住系サービスではグループホームを2ユニット18床の整備を見込み、増床する場合は現在1ユニットで運営しているグループホームに限定した整備を検討しております。

在宅サービスでは、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護いずれか1か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所の整備を検討しております。

3ページをお開きください。

2つ目の観点として、既存施設の運営安定化、サービスの質の向上について着目して、転換等を検討しました。

既存の住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅からの転換に限定して、特定施設の整備を見込みます。特定施設として指定することにより、包括報酬となることから安定した事業所運営となり、サービスの質の向上が期待されます。

次に、当分科会の前身の介護・高齢福祉部会において、安定的な運営のため、定員54床以下の施設について、設置年度の古い事業者から増床する方針を決定し、順次実施しており、残り



の2施設について増床することを検討しております。定員が60人以上となった場合、従業者一人当たりの業務量の軽減、賃金向上等の待遇面の向上が図られ、運営状況の安定が期待できます。

既存の短期入所生活介護から介護老人福祉施設への転換、既存施設の増床を見込んでおります。

最後に、第8期計画の基盤整備については、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査の結果、2040年頃まで増加する高齢者人口を考えると、必要なサービスの整備を進める必要がある一方、第7期中に介護人材不足等により、休止や廃止する事業所が複数あったことから、既存サービスを活用した整備が必要と考えております。

以上で、(2)第8期計画における介護サービス基盤整備案についての説明を終わります。

事務局：続きまして、資料3、八戸市高齢者福祉計画素案に対するパブリックコメント実施について御説明いたします。

パブリックコメント制度は、行政手続法に基づく意見公募手続で、八戸市協働のまちづくり基本条例に基づく、八戸市パブリックコメント手続実施要綱に沿って実施することとなります。

本日、御説明いたしました八戸市高齢者福祉計画素案に対するパブリックコメントの概要ですが、まず、意見募集の期間は、来週の令和2年12月21日、月曜日から、来年1月19日、火曜日を予定しております。

次に、意見の提出と提出先ですが、意見記入様式、または住所、氏名、電話番号、意見を明記した任意の様式により、郵送、FAX、電子メールまたは持参のいずれかの方法により、高齢福祉課か介護保険課へ提出していただきます。電話や来庁による口頭での意見や、住所、氏名が記載されていない意見については受付しないものとします。

計画素案等の資料の縦覧場所ですが、市庁本館及び別館受付、高齢福祉課、介護保険課、南郷事務所、各市民サービスセンター、各地区公民館に設置するとともに、市のホームページでも公開いたします。

なお、御提出頂いた意見に対して個別の回答は行わず、住所、氏名等の個人情報を除いた概要を後日公表いたします。

最後に、今後の計画策定におけるスケジュールですが、次回、来年1月29日の専門分科会で、第8期の介護保険料案、パブリックコメント実施結果を踏まえた八戸市高齢者福祉計画の最終案をお示ししたいと考えております。

以上で、資料3の説明を終わります。

議長：ただ今、一括で説明をいただきましたが、委員の皆さまから御質問、御意見等お受けしたいと思います。何かございますか。

委員A：地域包括支援センターの体制強化について、伺いたいと思います。

資料1の25ページで、令和4年度に12の生活圏域に、高齢者支援センターを設置するということになっておりますけれども、生活圏域ごとによって高齢者人口にかなり違いがあるような中で、この高齢者支援センターの委託等を増やすとか、そういうお考えがあるのかどうか伺

いたいと思います。

事務局：お答え申し上げます。今 12 圏域でセンターを委託しているところでございますけども、今後、これを変えるという予定は今のところございません。ただ、高齢者人口がどんどん増加していく中で、国の方で圏域に高齢者が何人以上の場合には職員を何人という規定がありますので、それに応じて職員数を増やしていくということで対応したいと考えております。以上でございます。

委員 A：はい、わかりました。

議長：ほかに御質問等ございませんか。

委員：なし

議長：それでは、ほかに御意見、御質問等がないようでありますので、ただ今の事務局からの説明を了承したものとしまして、本日の素案をもってパブリックコメントを実施することといたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次回の会議では、パブリックコメントによる市民からの意見を踏まえまして、計画の最終案の審議を行うこととなると思いますので、委員の皆さまにおかれましては、よろしく願いいたします。

それでは事務局から事務連絡をお願いいたします。

事務局：御審議いただきありがとうございました。

次回、第 4 回介護・高齢福祉専門分科会は、1 月 29 日、金曜日、午後 1 時 30 分からとなります。会場につきましては、八戸市庁別館 8 階の研修室を予定しております。

先ほど、お話ありましたとおり、現在、国において、各サービス基準や介護報酬改定について審議の最中でございます。今回は、この改定率等を反映した保険料の案と、パブリックコメントを踏まえた八戸市高齢者福祉計画の最終案をお示ししたいと考えております。

後日、文書で御案内を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、連絡事項を終わります。

司会：これをもちまして、第 3 回介護・高齢福祉専門分科会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。